

# Press Release

平成 27 年 7 月 21 日  
日本公認会計士協会

---

---

## 第49回定期総会の決議事項について

本日（7月21日）の第49回日本公認会計士協会定期総会において、承認された主な決議事項の概要をご報告いたします。

### I. 懲戒処分の公表等に関する会則及び関係規則の一部変更等

本会が行う懲戒処分については、平成17年以降、会則及び懲戒処分等の周知、公示及び公表に関する取扱細則（以下「細則」という。）に従い、会員及び準会員に対する「公示」（会則第50条の3第2項）、社会一般に対する「公表」（会則第50条の3第4項）をもって情報開示を行ってきた。公認会計士及び公認会計士監査制度に対する社会からの期待が従来以上に高まる中、公表制度を中心とした懲戒処分等の情報開示の取扱いについて、制度の一層の充実を図るため、細則に所要の変更を加えた「懲戒処分等の周知、公示及び公表に関する規則」を制定するとともに、会則及び綱紀審査会規則の一部を変更することとした。

#### 1. 会則の一部変更

懲戒処分等の公示、公表等が、昨今の情報通信技術の発展に伴い、事実上、会員及び準会員の権利を制限し、又は会員の職業上の行為若しくは業務を拘束する結果となり得る点に鑑み、懲戒処分等の公示、公表等に関する取扱いを“規則”で定めることとした。

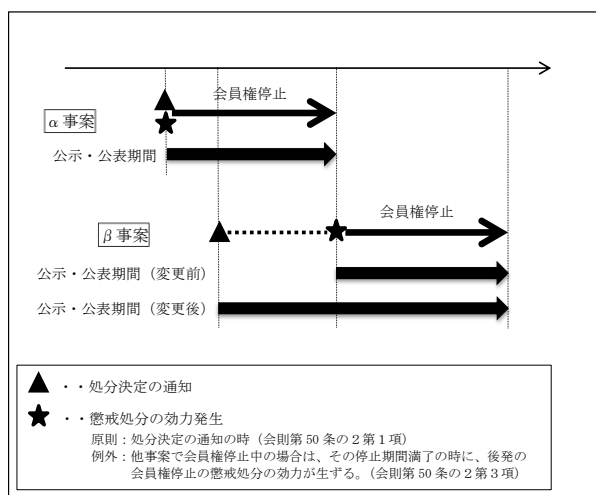
#### 2. 懲戒処分等の周知、公示及び公表に関する規則の制定

上記1の会則の一部変更を受け、現行の細則において定めている懲戒処分等の公示、公表等に関する取扱いについて、その内容を一部変更の上、新たに規則として定めることとした。なお、本規則の施行に伴い、細則は廃止されることとなる。また、細則からの主な変更点は以下のとおりである。

- (1) 本会の自主規制機能を適正に行使し、対外的な説明責任を十分に果たすため、懲戒処分の公表の要件を見直すこととした。具体的には、「会員権停止6か月以上であり、かつ、懲戒処分の対象となる行為と実質的に同一の行為につき行政処分が既になされている場合」を要件に加えることとした。懲戒処分の公表の要件の一つとして現行の細則で規定されている「会員権停止6か月以上であり、かつ、行政処分請求が付加されている場合」（細則第5条第1項第一号）は、非違性の高さゆえに本会が会員権停止6か月以上の懲戒処分の対象としたにもかかわらず、実質的に同一の行為に対し既に行政処分がなされている事案については、極めて例外的な事情がない限り、行政処分請求が付加されず、したがって公表できないこととなる。今般の要件の見直しにより、このような事案についても公表できるようにした。
- (2) 社会一般に対する説明責任を果たし、もって本会及び公認会計士監査制度に対する信頼の確保に努める必要がある場合には、会長がその裁量により懲戒処分を公表する事態も想定される。そこで、会員の予測可能性、公表事例の統一性、会員間の衡平性等の観点から、こうした場合の判断基準を明示することとした。

(3) 現行の細則では、懲戒処分の効力が生じた日をもって懲戒処分の公示・公表を行うこととしている（細則第3条第2項及び第3項・第5条第3項）。懲戒処分の効力は原則として会長が処分決定を通知した時から生じる（会則第50条の2第1項）ことから、会長が処分決定を通知すれば、速やかに公示・公表の手续がとられることとなる。しかしながら、「現に会員権停止の懲戒処分を受けている会員又は準会員に対して重ねてする会員権停止の懲戒処分」（会則第50条の2第3項）は、先発の懲戒処分の会員権停止期間満了時に、重ねて行う後発の懲戒処分の効力が生じることとしているため、後発の懲戒処分については処分決定が通知されているにもかかわらず、その効力発生時まで当該処分の公示・公表が行われないこととなる。このような場合においても、対外的な説明責任の観点から、速やかに適切な公示・公表を行うため、会長が処分決定を通知したときに公示・公表するよう改めることとした。

【変更後のイメージ図】



(4) 原則として、会費未納、CPE義務不履行及び変更登録義務違反を理由とする懲戒処分は、公表の対象から除外することとした。

### 3. 綱紀審査会規則の一部変更

上記1及び2の会則の一部変更、懲戒処分等の周知、公示及び公表に関する規則の制定に伴う所要の変更を行うこととした。

## II. 上場会社監査事務所登録制度の改正のための会則及び関係規則の一部変更

本会は、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、平成11年に品質管理レビュー制度を導入し、また、平成19年には同レビュー制度の下での上場会社監査事務所登録制度の運用を開始し、会員の監査業務の質的水準の維持・向上に努めてきた。資本市場における品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の重要性・社会からの期待は、ますます高まっている。

一方で、上場会社監査事務所名簿や準登録事務所名簿（以下これらを総称して「登録事務所名簿」という。）から登録を抹消された監査事務所において、抹消の原因となった監査業務を行っていた会員が、新たな監査事務所を設立して登録事務所名簿に登録を申請し登録され、上場会社の監査を行う等といった事例が発生しており、登録事務所名簿からの抹消の効果が実質的に得られない等といった課題も見られるようになった。

そこで、上場会社監査事務所登録制度の実効性をより高めることを目的に、一定の事由に該当する会員の上場会社の監査業務を制限するための仕組みを新設するとともに、登録事務所名簿に関し必要な変更を行うため、次のとおり会則、上場会社監査事務所登録規則及び品質管理委員会規則の一部変更を行うこととした。

## 1. 会則の一部変更

- (1) 一定の事由に該当する会員を「上場会社監査事務所名簿・準登録事務所名簿再登録制限者」（以下「名簿再登録制限者」という。）として指定することとし、当該名簿再登録制限者を記載するための管理簿として、「上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への再登録制限者管理簿」（以下「名簿再登録制限者管理簿」という。）を上場会社監査事務所部会に備えることとした。また、この指定や指定したことの解除、またその取消しについては品質管理委員会の職務と規定することとした。
- (2) 現行制度では、準登録事務所名簿に登録されていなくても上場会社と監査契約を締結した場合には上場会社監査事務所名簿への登録を申請することができたが、上場会社と監査契約を締結するに当たっては、締結前に準登録事務所名簿への登録を必須とすることとした。
- (3) 上場会社との監査契約を予定している監査事務所が準登録事務所名簿への登録を認められた場合には、「品質管理レビュー実施前監査事務所」として登録することとした。
- (4) 上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる規則で定める会社の監査を行っている監査事務所が準登録事務所名簿への登録を認められた場合には、「品質管理レビュー実施済監査事務所」として登録することとした。
- (5) 現行制度では、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録申請に当たって品質管理委員会に誓約書を提出しているが、誓約書の内容を一部変更してこれを会長に提出することとした。
- (6) 一定の行政処分を受けた場合には上場会社監査事務所名簿や準登録事務所名簿からの登録の取消し等が行われるが、本会の懲戒処分として6か月以上の会員権停止の懲戒処分に行政処分請求が付加された場合等にも同名簿からの登録の取消し等を行うこととした。
- (7) 上記(1)のとおり、名簿再登録制限者の指定は品質管理委員会が行うが、名簿再登録制限者に指定されるものは、次の①から⑤のものとする事とした。
  - ① 次のいずれかの処分等を受けたことにより上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿から抹消され上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載された監査事務所
    - (ア) 上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿の登録に関する措置
    - (イ) 業務の全部停止等の行政処分
    - (ウ) 会員権停止6か月以上かつ行政処分請求等の懲戒処分
  - ② ①の監査事務所が①(ア)から(ウ)の処分等を受ける原因となった行為等が行われた時点の代表者
  - ③ ①の監査事務所が①(ア)から(ウ)の処分等を受ける原因となった監査業務がある場合における当該監査業務の業務執行責任者
  - ④ 上場会社の監査業務に起因して業務停止の懲戒処分を受けた業務執行責任者
  - ⑤ 上場会社の監査業務に起因して会員権停止6か月以上かつ行政処分請求等の懲戒処分を受けた業務執行責任者
- (8) 名簿再登録制限者に指定されたものは、上場会社監査事務所登録規則で定める要件を満たした場合、品質管理委員会に対し名簿再登録制限者の指定解除を申請することができることとした。
- (9) 名簿再登録制限者に指定された者が、その指定が解除されることなく公認会計士の登録が抹消された場合において、再度公認会計士の登録がされたときは、名簿再登録制限者としての指定を再開することから、その旨を明記することとした。
- (10) 名簿再登録制限者を上場会社の監査業務の業務執行責任者、上場会社の監査業務に係る審査を行う者その他上場会社の監査業務の重要な決定及び判断を行う者としてはならない義務を登録事務所に課すこととした。

- (11) 登録事務所が上記(10)の義務に違反した場合には、品質管理委員会は上場会社監査事務所名簿からの抹消等の対応を行うことができることとした。
- (12) 名簿再登録制限者の指定や指定解除の取消しを受けた場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができることとした。

## 2. 上場会社監査事務所登録規則の一部変更

- (1) 上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録の申請に当たっては、次の要件を満たしていなければならないこととし、これらの要件を満たしていない場合には、品質管理委員会は登録申請書を受理しないこととした。
  - ① 申請する直前の事業年度において、監査事務所に所属する会員が継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位数（継続的専門研修制度に関する細則第22条）を取得していること。
  - ② 登録申請する監査事務所及び当該監査事務所の上場会社の監査業務の業務執行責任者、上場会社の監査業務に係る審査を行う者その他上場会社の監査業務の重要な決定及び判断を行う者が、名簿再登録制限者として指定され、名簿再登録制限者管理簿に記載されていないこと。
- (2) 上場会社との監査契約を予定している監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合において、当該監査事務所が次のいずれかに該当する場合には、品質管理委員会は準登録事務所名簿への登録を認めないこととした。
  - ① 正当な理由なく面談若しくは往査を拒否し、又は書類審査、面談若しくは往査の実施に協力しなかった場合
  - ② 書類審査、面談又は往査を実施した結果、監査事務所の品質管理体制の整備状況等に重大な懸念があると認められる場合
- (3) 上場会社との監査契約を予定している監査事務所から、契約予定日から10日を経過しても上場会社監査事務所名簿への登録の申請がない場合等において、契約締結の事実が確認できないときは、品質管理委員会の委員長は当該事務所を準登録事務所名簿から抹消することとした。
- (4) 名簿再登録制限者管理簿は非開示とし、会員が名簿再登録制限者管理簿への自らの記載の有無を確認等する場合には、品質管理委員会に証明を求めることができることとした。
- (5) 名簿再登録制限者に指定されたものが指定解除の要件に該当したときは、品質管理委員会に指定の解除を申請し、指定の解除を受けることができることとした。また、指定の解除が認められたものについては、名簿再登録制限者管理簿から削除することとした。

## 3. 品質管理委員会規則の一部変更

- (1) 品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置の決定基準の区分に次の2つを加えることとした。
  - ① 改善勧告について、品質管理委員会がフォローアップ・レビューを実施した結果、改善措置が十分でないことが確認され、再度の改善勧告が行われた場合
  - ② ①の再度の改善勧告について、品質管理委員会がフォローアップ・レビューを実施した結果、改善措置が十分に講じられていないことが確認された場合
- (2) 上場会社との監査契約を予定している監査事務所の準登録事務所名簿への登録に関する審査を行う部会として、品質管理委員会に準登録事務所登録審査部会を新たに置くこととした。これに伴い、同部会と品質管理審査部会の職務の整理も併せて行うこととした。

### Ⅲ. 法定監査関係書類等提出規則の一部変更

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）により、幼児教育や保育、地域の子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が本年 4 月から本格的に施行された。国や市町村からの財政支援が保障されている新制度における施設等の監査の公共性に鑑み、会員の当該施設等の監査業務の実態を本会としても把握しておく必要があることから、監査実施報告書の提出を義務付けることとした。

### Ⅳ. 役員選出規則の一部変更

現行において、会長は、選挙によって選出された役員のうちから推薦委員会の推薦を受け、かつ、当選者会議において信任を得た者をもって充てることとしており、推薦委員会の推薦又は当選者会議の信任を得られない場合は、代替選挙により選出することとしている。この推薦委員会を中心とした現行の会長選出方法について、制度の一層の改善を図るため、次のとおり所要の変更を行うこととした。

- (1) 推薦委員の選出過程における透明性・客観性の一層の向上を図るべく、従前より運用上行われてきた推薦委員候補者の選定方針の設定及び推薦委員の選出過程における監事の関与に係る手続並びに推薦委員の選出過程に関する会員への情報提供について規定上明記することとした。
- (2) 現行の推薦委員の定数（13 人）について、会員数、地域会数の増加に鑑み、推薦委員の数を区分ごとに 1 人ずつ増員し、16 人とする事とした。
- (3) 推薦委員会が被推薦者を選考するに当たって行う情報収集の方法として、推薦委員以外の会員の意見を聴取することその他推薦委員会が必要と認める適宜の方法によることのできる旨のほか、推薦委員の職務遂行上の留意点を確認的に規定することとした。

### Ⅴ. 本会が適用する会計基準の変更に係る会則及び関係規則の一部変更

#### 1. 検討の経緯

本会は公益法人ではないものの、その組織形態や事業内容に鑑み、従前から公益法人会計基準を採用し、現在は「公益法人会計基準」（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「平成 16 年基準」という。）及び「公益法人会計における内部管理事項について」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項」という。）に準拠して財務書類を作成している。

公益法人が適用する会計基準は、平成 16 年基準及び内部管理事項が公表された後、公益法人制度改革に伴い、内閣府公益認定等委員会から新しい「公益法人会計基準」（平成 20 年 4 月 11 日。以下「平成 20 年基準」という。）が公表されている。なお、平成 16 年基準及び内部管理事項は、前述のとおり、「関係省庁連絡会議」での申合せ事項となっているが、公益法人の監督は内閣府に移管されたことから、今後同会議が開催されることはなく、基準の設定主体がない状態となっている。そのため、平成 16 年基準及び内部管理事項はメンテナンスができず、一般に公正妥当と認められる会計の基準として利用することが今後困難になると考えている。また、公益法人においては平成 16 年基準から平成 20 年基準への移行がほぼ完了したため、本会においても、平成 16 年基準に関する実務指針等の廃止を決定したところである（平成 26 年 12 月 9 日公表・公益法人新制度への移行期間終了等に伴う非営利法人委員会公表物の廃止について）。

本会では、このような公益法人の会計基準の動向を踏まえ、適用する会計基準について検討を進めてきた。その結果、平成 16 年基準の適用を続けることは適当ではなく、平

成 20 年基準を適用すべきとの結論を得た。そこで、今般、関係する会則及び会計規則の規定の変更を諮るものである。

## 2. 決算に係る書類

### (1) 作成する書類

現行では、決算に係る書類として、収支計算書並びに貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書を作成しているが、前記のとおり平成 20 年基準を適用することとしたことから、今後は、その体系及び内容に準拠して、貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに附属明細書を作成することとする。なお、貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をもって「財務諸表」と、財務諸表と附属明細書を併せて「財務諸表等」と略称する。

### (2) 承認手続等

財務諸表等は、会長が作成し、定期総会で承認を求めなければならない。また、定期総会において承認を受けるべき財務諸表等については、会計監査人の監査を受けなければならない。これらの手続については、現行からの変更はない。

なお、現行の収支計算書においては、予算と実績の対比が標準的な記載内容となっているが、平成 20 年基準の財務諸表等では、予算と実績の対比は記載されない。しかしながら、財務諸表等の賛否の意思決定に資するための情報として、予算と実績との対比を記載する書類を作成し、財務諸表等に添付して開示することとした。

このように、承認手続等を現行と同様に整備しているため、会員に対する情報開示及びガバナンスの水準は、現行と同様であると考えている。

### (3) 公告、備置き等

本会は、公認会計士法第 46 条の 11 の 2 において、毎事業年度、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、貸借対照表、収支計算書等を事務所に備えて置き一般の閲覧に供しなければならないこととされている。変更案では、収支計算書が作成されないこととなるため、同条の立法趣旨を踏まえ、フロー情報を示す財務書類として、正味財産増減計算書を公告及び備置きに供することとした。

## 3. 予算に係る書類

### (1) 作成する書類

平成 16 年基準の枠組みに拠っている現行においては、内部管理事項に基づき、収支計算書に対応する書類として、収支予算書を作成することとなっている。

平成 20 年基準においては、予算管理については各法人の自治に委ねることとされた。そこで、中長期的な財務管理の必要性も勘案し、引き続き収支計算書とこれに対応する収支予算書を作成するのではなく、正味財産増減計算書に対応するよう「正味財産増減に係る予算書」を作成することとした。加えて、正味財産増減に係る予算書では表されない資金調達、設備投資及び特定資産について、別途「資金調達、設備投資及び特定資産に係る予算書」を作成することとした。資金調達、設備投資及び特定資産に係る予算書には、資金調達の内容、設備投資の内容及び特定資産の取得の内容を記載する。

### (2) 承認手続等

決算に係る書類と同様、予算に係る書類についても、承認手続等は現行から変更はなく、会長が予算書を作成し、定期総会で承認を求めなければならない。

### (3) 予算管理

事業の執行に当たって予算準拠主義であることに変更はない。原則として、総会の承認を受けた予算を超えた執行を行うことはできないこととしている。ただし、予算の執行に一定の柔軟性を確保する観点から、現行どおり科目間の流用及び予備費の計上・使用を定め、中科目間の流用及び予備費の使用については、理事会の議決が必要

となっている。さらに、科目間の流用、予備費では対応できない場合に備えた、臨時総会による補正予算の編成についても、現行どおりとしている。

このように、予算超過の取扱いは現行のとおり変更はなく、十分な統制が働く仕組みを維持していると考えている。

#### 4. その他

平成20年基準による財務諸表等の作成に対応するため、所要の変更を行うこととしている。また、本会は単一会として地域会を含めて統一した財務管理が必要であるため、地域会の財務に係る規定についても所要の変更を行うこととしている。

以 上